署長　殿

交規発第３０６号
令和３年９月７日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」の推進について（通達乙）

生活道路におけるゾーン対策については、「ゾーン30の整備方針について」（令和３年４月８日交規発第174号）に基づき推進中であるが、今後、物理的デバイスの設置等を支援してきた「生活道路対策エリア」に代わり、最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図ることとしたので、道路管理者と緊密に連携し、地域住民及び道路利用者等の合意形成を図りながら、実効性のある交通安全対策に取り組まれたい。

なお、「ゾーン30の整備方針について」（令和３年４月８日交規発第174号）は廃止する。

記

１　「ゾーン30プラス」の要件

歩行者等の通行が優先され、通過交通が可能な限り抑制されるという基本的なコンセプトに対する地域住民の同意が得られ、次のいずれにも該当する区域の中から、道路管理者と協議して設定する。

(1)　最高速度30㎞/ｈの区域規制が実施され、又は実施が予定されていること。

(2)　警察と道路管理者、地域の関係者等との間で、ドライバーの法令遵守意識を十分に高めるための物理的デバイスの設置について、適切に検討され、実施され、又は実施が予定されていること。

２　ゾーン30プラスの取り組みフローについて

別紙１のとおり

３　整備計画の策定等について

(1)　物理的デバイスとの適切な組合せについて

ハンプや狭さく、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスによる対策は、交通規制の実効性を担保する上においても効果が高いことから、その設置に当たっては、交通事故発生状況や通過交通量、車両の走行速度等のほか、地域住民等の要望等を踏まえつつ、道路管理者と連携し、より高い効果が得られる手段及び対策実施箇所を選定して適切に組み合わせること。

(2)　計画的かつ効果的な交通規制の実施について

ゾーン30プラスは、広域に多数の交通規制を実施することから、交通規制課と連携し、計画的な交通規制の実施となるよう努めること。

(3)　地域の実情に応じた弾力的な対策の実施について

ゾーン30プラスは、交通規制の実施や物理的デバイスの設置がその要件と定められているところ、対策の完了までに時間を要することも考えられることから、地域の実情に応じて、路線における低速度規制の実施やボラード（車止め）の設置等できる対策から速やかに実施すること。

(4)　整備計画の策定及び報告について

整備計画の策定に当たっては、道路管理者と連携し、事前に地域住民等の合意形成を図るとともに、整備計画が策定された段階で、別紙２の「ゾーン30プラス」整備計画の様式により、交通規制課へ報告すること。

また、道路管理者と相互に進捗管理を行うこと。

(5)　効果検証に係る報告等について

別途連絡する。

4　「ゾーン30プラス」の入口を示す法定外表示等について

「ゾーン30プラス」の入口に設置する全国統一のシンボルマーク入りの法定外表示及び看板のデザインについては、別紙３のとおりであるので、ドライバーから見やすい箇所に設置されるよう、道路管理者と協議すること。

# 「ゾーン30プラス」の取組フロー

別紙1

| 国土交通省（本省）・警察庁 | 整備局等・都道府県警察本部（公安委員会） | 区域内の道路管理者（国、都道府県） | 市区町村（政令市含む）（道路管理者） | 警察署 | 安推連（有識者等） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 交通事故発生状況・地域の課題・地域の関係者等からの要望・関係部局（教育委員会等）からの意見等を把握 | | |
| | | 直轄国道事務所、都道府県出先機関 等 | 必要に応じて相談 / 助言、意見等 | | |
| | | | 地域の課題・要望等の整理　等 | 要請 / 支援、意見 | （必要に応じて）技術的支援、助言等<br>・ETC2.0の分析結果の提供（速度情報、急挙動情報）<br>・交通安全診断を行う有識者の斡旋　等 |
| | | 直轄国道事務所、都道府県出先機関 等 | 相談 / 内容確認 | | |
| | 都道府県警察 | | 報告 | | |
| | | | 「ゾーン30プラス」（候補）の設定 | | |
| | | | 整備計画（案）の検討・作成 | 報告 / 意見 | 意見 |
| | | | 整備計画（案）に係る地域住民等との合意形成 | | |
| | | | 「ゾーン30プラス」整備計画の策定<br>整備計画の報告※1 | | |
| | | | 対策の実施 | | |
| | | | 短期（整備計画策定から概ね1年以内）対策の完了<br>短期対策の完了報告 | 報告 / 意見 | （必要に応じて）意見 |
| | | | PDCAサイクルの継続的な取組を行う<br>短期（整備計画策定から概ね1年以内）対策の効果検証<br>短期対策の効果検証 | 報告 / 意見 | （必要に応じて）意見 |
| | | | 中長期（整備計画策定から概ね3年以内）対策の完了<br>中長期対策の完了報告 | 報告 / 意見 | （必要に応じて）意見 |
| | | | PDCAサイクルの継続的な取組を行う<br>中長期（整備計画策定から概ね3年以内）対策の効果検証<br>中長期対策の効果検証 | 報告 / 意見 | （必要に応じて）意見 |
| 取りまとめ | 受理 | | | | |
| 取りまとめ | 受理 | | | | |
| 取りまとめ | 受理 | | | | |
| 取りまとめ | 受理 | | | | |

情報提供※2

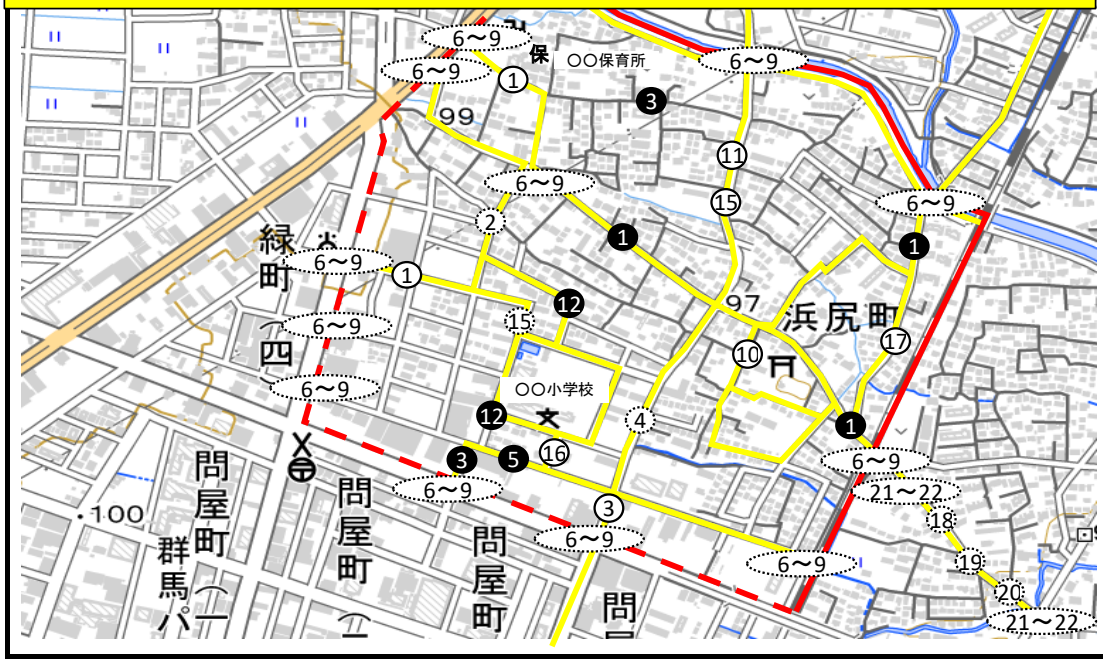
※1　都道府県警察本部及び整備局等への報告をもって「ゾーン30プラス」とする。

※2　毎年3月に取りまとめて情報提供する。

# 「ゾーン30プラス」整備計画（記載例）

別紙2

・既存の地図等を活用して、整備区域とその区域における対策内容、通学路等を**凡例に従い図示**してください。
※**地図は公表できるもの**を使用してください。（国土地理院地図や各都道府県・市区町村管内図）




提出日：令和○年○月○日
○○警察署
○○市役所
○○国道事務所
○○県○○土木事務所

| 管理番号 | 警察署 | 市町村名 | 地区名 | 整備計画作成年月 |
|---|---|---|---|---|
| | ○○署 | ○○市 | ○○ | R4. 1 |

ソフト面での対策も適切に組み合わせる

対策内容の工事が全て完了する時期を記入

【短期対策】

| No | 対策内容 | 箇所数 | 地元の合意状況 | 対策着手（予定）時期 | 対策完了（予定）時期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ハンプ | 5 | 一部合意済 | R4. 1 | R4. 8 |
| 2 | スムーズ横断歩道 | 1 | 協議中 | R4. 5 | R4. 10 |
| 3 | 狭さく | 3 | 全て合意済 | R4. 7 | R4. 10 |
| 4 | 防護柵 | 2 | 一部合意済 | R4. 1 | R5. 1 |
| 5 | カラー舗装化 | 1 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 8 |
| 6 | 30km/h規制（標識） | 13 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 10 |
| 7 | 30km/h規制（路面標示） | 13 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 10 |
| 8 | ゾーン30プラス看板 | 13 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 10 |
| 9 | ゾーン30プラス路面表示（法定外表示） | 13 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 10 |
| 10 | 一方通行規制（標識） | 1 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 10 |
| 11 | 大型自動車等通行止め（標識） | 1 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 10 |
| 12 | スクールガード | 2 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 1 |
| 13 | 交通違反取締 | 区域内 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 1 |
| 14 | パトロール | 区域内 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 1 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

対策内容の工事が全て完了する時期を記入

【中長期対策】

| No | 対策内容 | 箇所数 | 地元の合意状況 | 対策着手（予定）時期 | 対策完了（予定）時期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 15 | シケイン（スラローム型） | 1 | 協議前 | R4. 5 | R6. 10 |
| 16 | シケイン（クランク型） | 1 | 全て合意済 | R4. 5 | R6. 10 |
| 17 | 歩道設置 | 1 | 全て合意済 | R4. 8 | R6. 7 |
| | | | | | |
| | | | | | |

対策内容の工事が全て完了する時期を記入

【路線等における対策 注1】

| No | 対策内容 | 箇所数 | 地元の合意状況 | 対策着手（予定）時期 | 対策完了（予定）時期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 18 | ハンプ | 1 | 一部合意済 | R4. 1 | R4. 8 |
| 19 | スムーズ横断歩道 | 1 | 協議中 | R4. 5 | R4. 10 |
| 20 | 狭さく | 1 | 全て合意済 | R4. 7 | R4. 10 |
| 21 | 30km/h規制（標識） | 2 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 10 |
| 22 | 30km/h規制（路面標示） | 2 | 全て合意済 | R4. 1 | R4. 10 |

注1：「生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」について」（令和3年8月付け警察庁交通局、国交省道路局）の「7　留意事項　(4)」に該当する対策

| 推進体制・構成メンバー |
|---|
| ＜推進体制＞<br>○○市交通安全協議会<br>※既存の組織を活用<br><br>＜構成メンバー＞<br>・○○警察署<br>・○○国道事務所<br>・○○県○○事務所<br>・○○市<br>・○○市教育委員会<br>・○○自治会 |

別紙3

「ゾーン30プラス」のシンボルマーク




看板




法定外表示
（路面表示）